

I 選挙の啓発

1 政治とわたしたちの生活

政治とわたしたちの生活は切っても切れない関係にあります。現在、交通、環境、福祉などさまざまな問題がわたしたちの身のまわりに起きています。また、わたしたちの生活をみても、衣食住をはじめ社交、娯楽などいっさいの経費は、そのときの政治によって高くなったり安くなったりします。こうした問題に取り組み、国民一人ひとりがより充実した幸せな生活を営めるよう政治を改善していかなければなりません。

そのためにも、わたしたちが政治の「しくみ」や「はたらき」を理解し、現にとられている政策を知り、みんなが政治に参加する意欲と方法を身につけることが大切です。

2 政治と選挙

「人民の、人民による、人民のための政治」という言葉があります。政治は誰のものでもない、それはわたしたち自身のものであるということです。そして、政治とわたしたちを結ぶ「パイプ」として、選挙という方法がとられています。選挙は、わたしたちが政治に参加する大切な手段なのです。

主権者である国民の意思が政治に正しく反映されるかどうかは、わたしたち一人ひとりが選挙の「しくみ」や「はたらき」をよく理解し、選挙においていかに正しく行動するかにかかっています。

我が国の選挙は、大別して「国の選挙」と「地方の選挙」に分かれています。前者は国会議員の選挙であり、後者はわたしたちの住んでいる県や市町村の長や議会の議員の選挙です。

「わたしたちのことは、わたしたちの手で」という考えに基づき、わたしたちの住んでいる市町村や県に生じるさまざまな問題をわたしたち住民自身の手で処理していくのが地方自治ですが、地方自治を実際に運営していく直接の担当者が知事や市町村長であり、議会の議員です。わたしたちは、この人たちの活動を通して、わたしたちの住む県や市町村を豊かで住みよいものにしていくことができます。国の政治も、地方の政治と同様に、わたしたちの毎日の暮らしに深い関係を持っています。そして、国や地方の政治を担う代表者を選ぶのが選挙ですから、選挙はわたしたちの生活にとって極めて重要な意味を持っているのです。

わたしたちは、日常生活の中で、政治を見つめ、学習し、わたしたちに身近なものとするとともに、政治と選挙の結びつきをよく考え、選挙を通して主権者であるわたしたちの意思を正しく政治に反映させることにより、国や地方の政治の一層の進展を図らなければなりません。

かけがえのない民主主義のために。

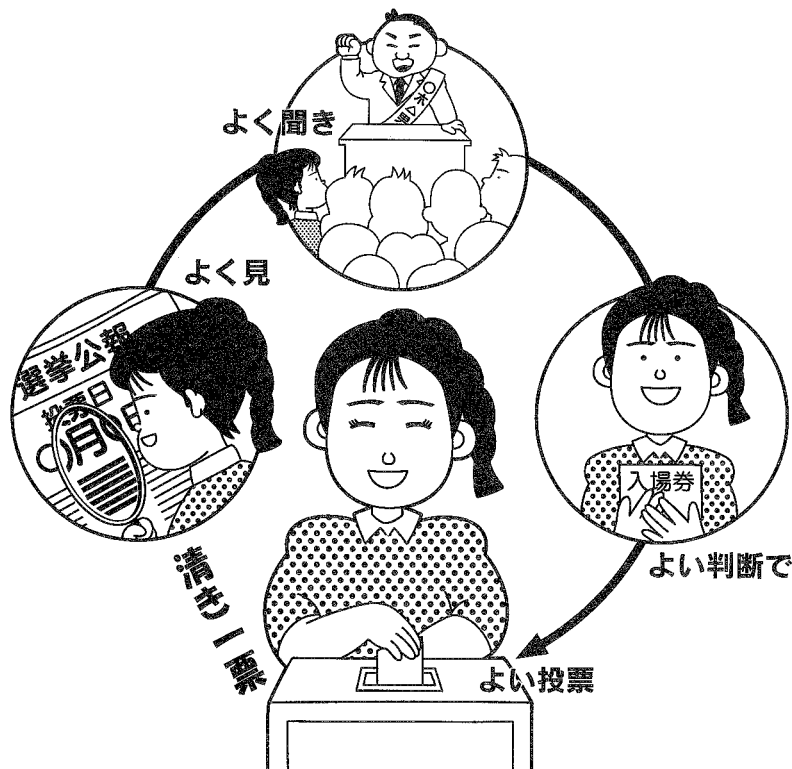


3 民主政治と明るい選挙

憲法は、その前文の中で「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」とうたっています。つまり民主政治というのは、国の進むべき方向を決める最終的な力が国民の手に握られているような政治をいいます。

しかし、現代の民主政治は、いわゆる間接民主政治であり、国民が選挙により自分たちを正しく代表できる人々を選んで国会、県議会、市町村議会に送り、あるいは知事や市町村長になってもらって主権の行使に当たらせる制度です。つまり、政治の方針を決定するわたしたちの代表者を選ぶわけですから、選挙は大変重要な意味を持っているのです。

立派な政治は、立派な代表者なしには実現できません。立派な代表者が選ばれるためには、選挙のしくみが公平なものであり、選挙が明るくきれいに行われなければなりません。わたしたちが主権者としての自覚を持ち、買収などの選挙犯罪や義理人情による投票のない「明るい選挙」をわたしたち自らの手で実践してこそ民主政治の基礎はより強いものになるのです。



4 明るい選挙推進運動

政治が良くなるのも悪くなるのも選挙のときの投票によって決まると言っても過言ではありません。その意味で民主政治が正しく行われるために一番大切なことは、明るい選挙が行われることです。

残念なことに、これまではどの選挙でも完全に明るい選挙が行われているとはいえません。これは結局、選挙人の政治に対する関心が薄いこと、そして選挙がいかに大切なものであるかという認識が浅いことに原因があると思われます。

(1) 明るい選挙推進運動の目標

有権者一人ひとりに「選挙についての常識」や「主権者としての自覚」を身につけてもらうとともに、明るい選挙推進運動の重要性を認識してもらうため、選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会では、次のような目標を掲げて活動を展開しています。

(ア) 一票を投じた人の活動を見守りましょう

選挙が終わったとたん、代表者との縁を切るのでは、わたしたちは選挙のときだけの主人公にすぎません。選挙後も自分が選んだ人がどんな活動をするかを見守り、常に政治に関心を持ち、わたしたちの願いや意見を代表者に伝えていく姿勢を持ちたいものです。

(イ) 非民主的な方法による地区推薦はやめましょう

特に地方の選挙では、地元から議員を送りたいという気持ちから、地区推薦が行われることがあります。

しかし、これは時として立候補の自由や投票の自由を侵すなど選挙の原則を大きくゆるがす場合があります。

・地区の有力者などによる押しつけの地区推薦

候補者の推薦は、白紙の立場から行わなければなりません。推薦は、みんなが集まって白紙の立場から話し合い、みんなの総意で決めるようにしたいものです。

・張り番のある地区推薦

推薦の結果、地区の入口に見張り番をたてたり、他の地区の運動員を尾行したりして、自分の推薦地区を守ろうとする行為はやめたいものです。

・立候補を押さえる地区推薦

身近な選挙であればあるほど、特定の地区から候補者を当選させようという意図が強く働き、推薦候補者以外の人の立候補を押さえ、あるいは立候補の辞退を強いることが往々にして行われますが、立候補はみんなの自由ですから、自由な立候補を押さえるようなことはやめたいものです。

家庭でもたまには

政治や選挙について話そう！



・投票の自由を妨げる地区推薦

選挙は、わたしたちの願いを国や地方の政治に反映させるためのパイプです。このパイプが汚れていたりつまっていたりすると、わたしたちの意思を政治にそのまま反映させることができなくなります。

地区推薦が行き過ぎると、単なる推薦にとどまらず、あの手この手で投票の強制が行われ、このパイプをつまらせてしまいます。このようなことでは、せっかくの投票の自由も保障されません。

投票の秘密は公職選挙法（以下「公選法」といいます。）で十分保障されていますから、自分の信念に従い、自由な意思で投票しましょう。

(ウ) 地域住民の地方自治の意識を高める

地方自治の健全な発展は、地域住民の高い自治意識と積極的な投票参加によってはじめて実現されます。このため、地域住民には地方政治の「しくみ」や「はたらき」、地方公共団体の現状や今後のあり方などについて理解を深め、地方自治に対する関心を高めていくことが求められます。

(エ) 若年層の積極的な投票参加の運動を推進する

近年の選挙においては、若年層の投票率が低いことから、各種研修事業を行い、政治と自分たちの生活とのかかわりを認識することによって政治意識の高揚を図り、積極的に投票に参加するよう活動を進めましょう。

(オ) きれいな選挙を推進する

・選挙のルールなどの周知

選挙運動など公選法に関する事柄を正しく理解し、選挙の公正を確保するとともに、選挙はこわいものだという萎縮した考え方を一掃しましょう。

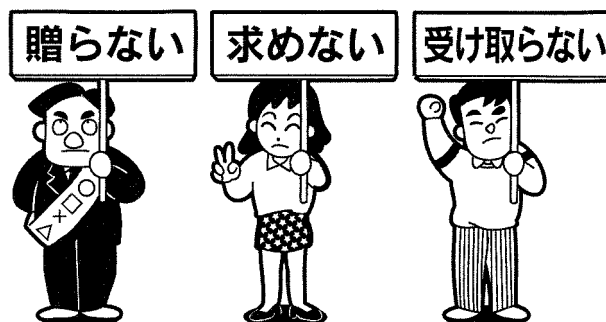
・金のかからない選挙の推進

政治家（立候補者および立候補予定者を含む。）が、選挙のために冠婚葬祭に際して花輪を贈ったり、地区の会合に酒を提供するなど、選挙に関し金がかかり過ぎるという話をよく聞きます。

選挙にかかわりのある金品の授受は、選挙の公正をゆがめるとともに政治の腐敗にもつながるものです。公選法では、政治家が選挙区内にある者に対して行う寄附は、親族に対するものなど特別な場合を除き、すべて罰則をもって禁止しています。

地域の催し物や集まりなどで、安易に候補者等に寄附を求めることのないよう気をつけましょう。

みんなですすめよう三ない運動



- ・自由投票の確保

何ものにも拘束されず、自主的な判断で投票することが選挙の生命です。先に述べたような非民主的な方法による地区推薦など、投票の自由を妨げる慣習を排除する運動を推進しましょう。

(2) 三ない運動

明るい選挙推進運動の重要な目標のひとつに「三ない運動」があります。

これは、公職選挙法の寄附禁止の規定によって禁止されている行為をしないようにしようという運動であり、具体的な内容は次のとおりです。

- ・政治家は有権者に寄附を「贈らない」
- ・有権者は政治家に寄附を「求めない」
- ・政治家から有権者への寄附は「受け取らない」

 <p>お歳暮やお年賀</p>	 <p>入学祝・卒業祝</p>	 <p>病気見舞い</p>	 <p>秘書等が代理で出席する場合の結婚祝</p>
 <p>秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典</p>	 <p>葬式の花輪・供花</p>	 <p>落成式・開店祝の花輪</p>	 <p>町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差入</p>
 <p>お祭りへの寄附や差入</p>	 <p>地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入</p>	<p>贈らない! 求めない! 受け取らない!</p>	